

三春町下水道事業事業 経営戦略

団 体 名： 三 春 町

事 業 名： 公共下水道事業

策 定 日： 令和8年3月19日

計 画 期 間： 令和8年度 ～ 令和17年度

三春町 企業局

目次

1	経営戦略作成の目的	1
2	三春町の現状と下水道事業を取り巻く環境	1
3	事業概要	3
	（1）事業の現況	3
	①施設	3
	②使用料	4
	③組織	5
	（2）民間活力の活用等	6
	（3）経営分析表を活用した現状分析	6
	（4）下水道施設ストックの現状と課題	7
	①管渠	7
	②マンホールポンプ	7
	③終末処理場	7
4	経営の基本方針	8
5	投資・財政計画	9
	（1）投資・財政計画	9
	（2）投資・財政計画の策定にあたっての説明	9
	①収支計画のうち投資についての説明	9
	②収支計画のうち財源についての説明	10
	③収支計画のうち投資以外の経費について説明	12
	（3）投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	13
	①今後の投資についての考え方・検討状況	13
	②今後の財源についての考え方・検討状況	13
	③投資以外の経費についての考え方・検討状況	13
6	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14
7	資料	
	平成6年度 経営比較分析表	

1 経営戦略作成の目的

三春町公共下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び定住促進施策において重要な施設であり、また住宅の新築・改築・トイレ改造において、住宅の排水を受け入れる必須な施設であることなどから、持続的に下水道事業を行うこと、また、独立採算を原則とした公営企業としての経済性を発揮し、最小の経費で最良のサービス提供する下水道事業運営をすることを目的に当計画を作成します。

2 三春町の現状と下水道事業を取り巻く環境

三春町(人口 1.7 万人)は福島県の中央部、中核市郡山市の東隣に位置し、日本三大桜に数えられる三春滝桜や郷土玩具の三春駒などを育んだ豊かな自然と歴史・文化を誇りとする旧秋田氏 5 万石の城下町です。昭和 50 年以降「いま、花開く小さな城下町三春」をキャッチフレーズに、教育、福祉、景観、中心市街地活性化など独自のまちづくり運動や地方分権ブームを先導し行財政改革に取り組むなど、先進的な行政の町としても知られています。

人口については、平成 7 年の 20,000 人をピークに減少傾向にあり、この減少が続くと、令和 20 年には 14,000 人程度になる見込みです。

また、同時に少子高齢化もすすんでおり、令和 2 年では老年人口割合は 34%、年少人口割合は 10% ですが、令和 22 年には老年人口割合が 45%まで上昇する一方、年少人口割合は 8%まで減少する見込みです。

この人口減少の要因の一つに、転出者数の超過が挙げられます。転入者の増加と転出者の抑制が喫緊の課題となっています。

当該三春町公共下水道事業等の汚水処理対策事業について、本町は平成 10 年の行政組織改革で、それまで 4 課に分散していた上水道と下水道、浄化槽、農業集落排水の業務を統合して上下水道課(平成 12 年に企業局に改組)を設置しました。特に浄化槽は人口集積が小さい本町において有効な手法であり、「集合処理、個別処理の効率的な組合せにより、町内汚水衛生処理率 100%をめざす」という整備方針を打ち立てて、事業を展開しているところです。

今後は、少子高齢化や人口減少、節約型社会による使用料の低迷や、施設の老朽化、機械設備の更新時期の到来などによる修繕費、更新費用の増大など下水道事業を取り巻く状況は一層厳しさを増すことが予想されます。

したがって限られた予算を有効に活用し、増大する費用を抑制しつつ、住民の需要や特性を勘案して事業を継続していくことが課題であり、重要であると考えます。

表 1 総人口及び年齢階層別人口の推移

単位：人

	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
0～14歳	2,693	2,256	2,016	1,842	1,675	1,042	1,170	1,004	827	756
15～64歳	11,966	11,171	10,577	9,177	8,211	7,462	6,781	6,029	5,215	4,427
65歳以上	4,530	4,763	5,620	5,882	6,217	6,187	5,983	5,734	5,499	5,237
合計	19,189	18,190	18,213	16,901	16,103	14,691	13,934	12,767	11,541	10,420

表2 公共下水道 供用開始内人口と接続人口の推移と見込

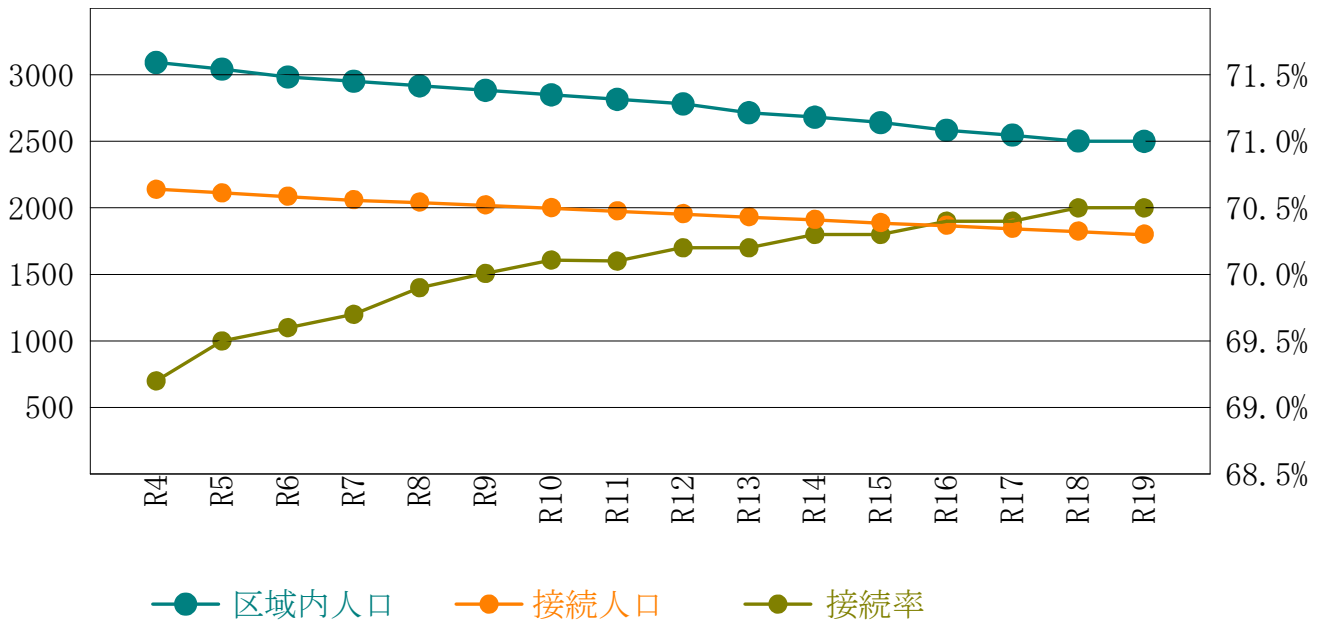
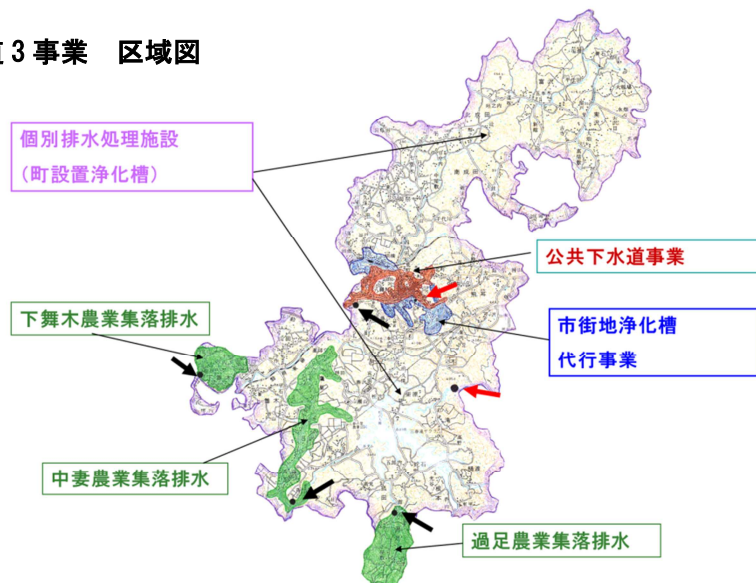


表3 令和6年度末 三春町下水道3事業における下水道等接続状況

処理方式区分	行政人口	現況					接続率
		集合接続	個人設置合併	町営の合併	単独浄化槽	汲み取り	
公共下水道	2,983	2,077	42	0	674	190	69.6%
市街地浄化槽代行事業	2,477	0	446	607	1,169	255	42.5%
下舞木地区農業集落排水事業	1,254	1,123	9	0	101	21	89.6%
中妻地区農業集落排水事業	843	633	13	0	125	72	75.1%
過足地区農業集落排水事業	268	268	0	0	0	0	100.0%
個別排水処理施設(浄化槽)	8,152	0	1,275	2,900	3,296	681	51.2%
三春町全体	15,977	4,101	1,785	3,507	5,365	1,219	58.8%

図1 三春町下水道3事業 区域図



3 事業概要

三春町の下水道事業は、次の3事業に区分されます。①公共下水道事業②農業集落排水事業（下舞木、過足、中妻の3処理区）③個別排水処理事業（個別排水処理事業、市町村浄化槽設置推進事業、市街地浄化槽代行事業）公共下水道及び農業集落排水事業の事業推進は一時休止することとし、その他の地域は個別排水処理事業で対応します。

(1) 事業の現況（公共下水道事業） 令和6年度末

公共下水道事業の基本計画は処理区域面積 295ha、処理人口 13,100 人です。

平成6年3月に下水道法の事業認可を受け、現在は事業認可（平成17年度）区域 116ha の管渠整備を完了し、処理場の増築も平成23年度で終了しました。

平成17年度の認可変更後、平成19年度に処理区域拡大の事業推進を検討しましたが、公債費負担を低水準にするためと当時の下水道接続状況などから、事業費を抑制することとするとして、新たな事業推進は見送りました。

現在は、引き続き公債費負担の低水準にするため、事業推進を抑制し、現在の供用開始区域内の接続率の向上に努め、使用料収入の増加を目指します。併せて、維持管理、運営経費の削減に努め、経営の健全化を行う予定であり、計画期間内での管渠敷設工事予定はありません。

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年4月1日	法的(全部適用・一部適用) 非的の区分	地方公営企業法 全部適用	
処理人口内密度	25.7人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無	
処理区数	1処理区 三春町処理区			
処理場数	1箇所 三春水環境センター			
下水道管延長	汚水管 21,616m 圧送管 972m 合計 22,588m			
全体計画面積	295ha	現在処理区域面積	116ha	進捗率 39.3%
年間処理水量	415,231m ³	有収水量	406,534m ³	有収率 97.9%
処理区域内人口	2,983人	接続人口	2,077人	水洗化率 69.6%
最適化実施状況	<p>平成5年度 公共下水道事業着手 処理区域 49ha</p> <p>平成10年度 変更認可 処理区域 98ha</p> <p>○桜川より南側の区域は河川改修など考慮し除外しました。</p> <p>平成17年度 変更認可 処理区域 116ha</p> <p>○桜川より南側の区域は当分休止としました。</p> <p>○下水道代替事業として浄化槽事業の創設しました。</p> <p>平成19年度 処理区域拡大の事業推進の検討</p> <p>○当分の間、事業推進は見送り・・・変更認可申請を行いませんでした。</p> <p>○地理的条件、経済的な理由から町営浄化槽での整備する方針としました。</p>			

②使用料

<p>一般家庭使用料体系の概要・考え方</p>	<p>概要 従量使用料制の累進使用料を採用しています。</p> <p>算式</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,000 円／月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従量使用料</td> <td style="text-align: center;">1 m³ ～10m³</td> <td style="text-align: right;">95 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">11m³～ 20m³</td> <td style="text-align: right;">150 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">21m³～100m³</td> <td style="text-align: right;">200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">101m³ 以上</td> <td style="text-align: right;">220 円</td> </tr> </table> <p>考え方 地方公営企業法第 21 条第 2 項に示す、「①公正妥当な料金②原価を基礎とした料金、③健全な運営を確保する料金」を基本的な考え方としながらも、下水道事業の原価を、全て使用者の負担で回収することは投資額から見て困難なので、建設時の借入金の元利償還金は町一般会計で負担し、維持管理費と下水道事業の実体資本を維持するための内部留保資金を留保し得る料金体系とします。 少量部分の使用料を低康な累進使用料を採用しているところですが、大口の需要が減少し、節約社会、超高齢化社会等を考慮し、時代に合った適切な使用料体系、料金設定を検討する必要があります。</p>			基本料		2,000 円／月	従量使用料	1 m ³ ～10m ³	95 円		11m ³ ～ 20m ³	150 円		21m ³ ～100m ³	200 円		101m ³ 以上	220 円
基本料		2,000 円／月																
従量使用料	1 m ³ ～10m ³	95 円																
	11m ³ ～ 20m ³	150 円																
	21m ³ ～100m ³	200 円																
	101m ³ 以上	220 円																
<p>業務用使用料の体系の概要・考え方</p>	<p>浴場汚水（福島県公衆浴場法施行条例第 2 条に規定する浴場）については、別途料金体系を採用しています。</p> <p>算式</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本料</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2,000 円／月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従量使用料</td> <td style="text-align: center;">1m³～200m³</td> <td style="text-align: right;">95 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">201m³ 以上</td> <td style="text-align: right;">150 円</td> </tr> </table>			基本料		2,000 円／月	従量使用料	1m ³ ～200m ³	95 円		201m ³ 以上	150 円						
基本料		2,000 円／月																
従量使用料	1m ³ ～200m ³	95 円																
	201m ³ 以上	150 円																
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>井戸水使用の家庭 下水道の使用量は、その使用料量を把握するのは技術的に困難なため、便宜上、上水道使用量を下水道使用量として、料金計算を行っていますが、井戸水使用の家庭については、統計上の数値を利用し、井戸水使用の場合は、1 人当たり 5m³／月として使用量を認定しています。</p>																	
<p>条例上の使用料 (20m³ あたり) 料金の経過</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">4,895 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> <td style="text-align: right;">4,895 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> <td style="text-align: right;">4,895 円</td> </tr> </table>	令和 4 年度	4,895 円	令和 5 年度	4,895 円	令和 6 年度	4,895 円	<p style="text-align: center;">実質的な使用料 (20m³ あたり)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和 4 年度</td> <td style="text-align: right;">6,351 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 5 年度</td> <td style="text-align: right;">4,616 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 6 年度</td> <td style="text-align: right;">4,620 円</td> </tr> </table>	令和 4 年度	6,351 円	令和 5 年度	4,616 円	令和 6 年度	4,620 円			
令和 4 年度	4,895 円																	
令和 5 年度	4,895 円																	
令和 6 年度	4,895 円																	
令和 4 年度	6,351 円																	
令和 5 年度	4,616 円																	
令和 6 年度	4,620 円																	

条例上の使用料とは、一般家庭における 20m³ 当たりの使用料をいう。

実質的な使用量とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20m³ を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

<p>職 員 数</p>	<p>下水道事業に關与する職員 企業局長（水道・宅造 G 下水道 G 統括） 1 名 企業局次長（下水道 G 長兼務） 1 名 下水道グループ長 1 名 下水道グループ員 1 名 計 3 名</p> <p>○下水道グループは公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業をそれぞれ兼務しており、公共下水道に専属する職員はいません。</p>		
<p>事業運営組織</p>	<p>平成 9 年度まで</p> <p>水道課（上水道） 農林課（簡易水道） 都市整備課 （公共下水道） 農林課 （農業集落排水事業） 保健環境課 （浄化槽補助金事業）</p> <p>5 課 5 事業 関係職員 15 人</p>	<p>平成 10 年度</p> <p>上下水道課 （上水道） （簡易水道） （公共下水道） （農業集落排水事業） （浄化槽補助金事業）</p> <p>1 課 5 事業 関係職員 12 人</p>	<p>令和 7 年度</p> <p>企業局 局長 1 名 次長 1 名 水道・宅造 G 員 2 名 下水道 G 員 2 名</p> <p>（上水道、公共下水道、 農業集落排水、個別排水 処理事業、宅地造成事 業）</p> <p>1 課 5 事業 職員 計 5 名</p>

令和 7 年 4 月 1 日現在、企業局長 1 名（統括及び水道宅造 G 長兼務）、次長（下水道 G 長兼務）1 名、水道・宅造グループ 2 名、下水道グループ 1 名で構成されています。

下水道グループは、公共下水道、農業集落処理事業、個別排水処理事業をそれぞれ兼務しており、また業務量的には個別排水処理事業が大半を占めていることから、公共下水道の専属職員を確保できず、実質 0.5 人程度です。

平成 10 年度の組織改革を基に、それまで 5 課 5 事業、関係職員 15 人であったものを、上下水道課 1 課 5 事業とし、平成 12 年度には上下水道課を企業局と改名し、平成 13 年度には宅地造成事業を加え、令和 7 年度現在では 1 課（企業局）2 グループ（水道・宅地造成グループ、下水道グループ）で 5 事業を職員数 5 名で運営しています。

業務の質は、建設改良から維持管理やマネジメント業務に移行しており、業務量の増加は外部委託などで補っているため、当面の組織の見直しは予定していません。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	<p>ア 民間委託（包括的民間委託を含む）</p> <p>①下水道処理場の運転維持管理について、下水道計画に示す放流水質を確保することを委託内容とした包括的民間委託を実施しています。そのため、具体的な人員配置、運転方法、点検頻度、通常の水質測定などは受託側が計画書を作成し、計画に沿って運転・維持管理を行っています。</p> <p>電気料、光熱費、水道料などユーティリティの管理・支払や、機械設備の修繕、更新などは企業局直営で行っているため、レベル1の包括的民間委託と言えます。</p> <p>契約期間は令和5年から令和9年度までの5年間契約であり、その他上水道事業の浄水場の運転・維持管理、農業集落排水処理場の運転・維持管理なども1契約で行っているため、大幅に事務の効率化や経費の削減の効果があります。</p> <p>②下水道事業における料金業務と会計処理について、上水道事業や簡易水道事業、農業集落排水処理事業なども含め、総括して1業者へ1契約（5年間）としているため、事務の効率化や人件費、システムの構築費など経費削減の効果があります。</p> <p>また会計業務は、日々の伝票処理から決算の財務諸表まで作成していることから、3～5年で異動してしまう職員が行なう場合と比べ、高度な知識と迅速な事務処理が可能となり、結果費用削減の効果があります。</p> <p>以上のことから民間活用を行った結果次のような効果があります。</p> <p>①小規模な自治体では得られない専門技術や経営の効率性を民間委託により補完しました。</p> <p>②職員の削減につながりました。</p> <p>③コストの削減効果がありました。</p>
	<p>イ 指定管理者制度</p> <p>下水道事業において指定管理者制度は導入していません。</p>
	<p>ウ PPP/PFI</p> <p>下水道事業においてPPP・PFIでの事業は行っていません。</p>
資産活用の状況	<p>ア エネルギー利用（下水熱・下水道汚泥・発電等）</p> <p>下水道事業においてエネルギー利用による事業は行っていません。</p>
	<p>イ 土地・施設利用（未利用土地・施設の活用等）</p> <p>下水道事業において土地・施設利用による事業は行っていません。</p>

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

総務省公営企業三課室長通知による直近の経営比較分析表を別添のとおり添付します。

①経営分析表の補足説明

○下水道使用料については、全国的にも高い水準にあり、令和6年度決算において、維持管理と資本費の一部は賄えている状況です。

○経費回収率については、経営分析表の⑤経費回収率は汚水処理費から公費負担分を除いて計算されているため、回収率は100%を超える状態となっていますが、公費負担分を除かなければ5

5%台で推移しており、決して余裕があるとは言えない状況です。

したがって、企業性を発揮し、将来の固定資産更新時に備えるため、減価償却費の計上による自己金融効果を得るような企業努力を行うことが求められます。

表4 公費負担分を考慮しない経費回収率

単位：千円

区分	R2	R3	R4	R5	R6
使用料収入 A	70,612	73,134	86,711	84,290	85,377
汚水処理費 B=C+D	108,314	107,739	121,095	114,043	101,741
維持管理費 C	40,996	43,611	59,354	62,069	51,018
資本費 D=E-E'+F	67,318	64,128	61,741	51,974	50,723
減価償却費 E	118,972	116,184	115,996	94,792	92,259
長期前受金戻入 E'	70,407	68,532	68,404	54,867	53,148
支払利息 F	18,753	16,476	14,149	12,049	11,612
経費回収率 A/B×100	65.2	67.9	71.6	73.9	83.9

(4) 下水道施設ストックの現状と課題

①管渠

下水道管延長については令和6年度末で、汚水管 21,616m 圧送管 972m 合計 22,588mです。

材質による内訳は

HP:ヒューム管 1,483m VU:塩化ビニール管 20,132m DIP:ダクタイル鋳鉄管 972mです。

一番古い管渠は平成6年度施工分ですので、令和6年度末で30年経過しています。

管渠についての耐用年数は50年ですので、計画期間中の更新は予定していません。

②マンホールポンプ

当町において、マンホールポンプは2か所あり、共に令和2年に更新しております。

ポンプ類の耐用年数は20年ですので、計画期間中の更新は予定しておりません。

③終末処理場（水環境センター）

処理場は平成12年の供用開始から20年以上経過しています。

機械設備やポンプ類、配管の耐用年数は20年～30年ですが、計量器については10年ですので、随時計画的に更新が必須です。

機械設備についても、修繕・更新計画を作成し、修繕費等についての交付金などを活用できるような準備を進めることとします。

4 経営の基本方針

三春町では全国の例にもれず少子高齢化や人口減少等の課題があり、今後の人口減少が予測され厳しい社会情勢を迎えているなか、第8次三春長期計画の目標の一つである「住みよい美しい環境で暮らせるまちづくり」を実現させるため、また、既に整備された汚水処理インフラストラクチャーを持続的に活用するため、下記のとおり4つの基本方針を定めます。

- 1) 公共下水道や農業集落排水など、上下水道関係事業の組織を一元化し、公営企業として運営する。
- 2) 集合処理、個別処理の組み合わせにより、汚水衛生処理率100%を目指す。
- 3) 使用料、受益者負(分)担金は、公共下水道、農業集落排水、個別排水処理の3事業共通とする。
- 4) コストの適正管理と縮小を図るため、下水道3事業を地方公営企業法適用による企業会計方式で行う。

(企業会計で運営することにより、使用料算定の客観的資料が簡単に作成でき、経営説明がしやすくなる。また財務内容が透明化し 管理者、職員が共通の物差しで効率的な運営ができる。)

5 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画（収支計画）：

別表のとおり投資・財政計画を見込みます。

○計画において、10年後でも純利益は発生しませんが、改善方向で進捗し、令和25年度には純利益が発生すると見込みます。

○元金に充当する一般会計からの繰り入れを、資本的収入の出資金として処理されているため、収益的収支には反映されていません。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

(投資の目標に関する事項)

公共下水道の事業推進について、現在の公債費負担を低水準にすることと、中心市街地の整備はほぼ概成されていることから、事業推進は抑制することとし、計画期間中の管渠敷設工事は行いません。

水環境センターについては、主要な機械設備やポンプ類、配管の耐用年数は20年～30年であることから、修繕・更新計画を作成し、修繕費等についての交付金などを活用できるよう準備を進めることとします。

(管渠、処理場等の建設・更新に関する事項)

管渠と処理場の建設・工事計画は次のとおりです。

表5 下水道事業計画（資本的支出）

単位：千円

科目	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	R 1 4	R 1 5	R 1 6	R 1 7	R 1 8
管渠建設費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事請負費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
処理場建設費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工事請負費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
計	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

- ・管渠建設について、延長工事や更新工事の予定はありません。公共污水枡の新規設置分のみ計上とします。

(広域化・共同化・最適化に関する事項)

当町の公共下水道は、上位計画である福島県作成「平成 25 年度 阿武隈川流域別下水道整備総合計画」において、単独での処理が最適であるとの計画のため、今後の広域化・共同化の予定はありません。

最適化について、当町の農業集落排水処理施設との統合は、処理場間が離れているため予定はありません。

その他の最適化について、平成 10 年度と平成 17 年度の変更認可申請時、及び平成 19 年度の事業推進検討を行った結果、地理的条件や経済的理由などから、公共下水道整備から浄化槽整備へと整備手法の変更を行いました。それに伴い、終末処理場の新たな増築を抑制しました。

(投資の平準化に関する事項)

水環境センター（終末処理場）の主要機器更新については、三春町下水道ストックマネジメント計画（令和 4 年 2 月 25 日提出）を必要に応じて変更計画を行い、計画に基づく改築等を行うことで投資の平準化・削減などを図ります。

(防災、安全対策に関する事項)

平成 27 年度に下水道事業 B C P を策定済みであり、毎年度福島県の実地訓練の実施、自前で年 1 回以上の訓練を実施する予定となっています。

また、災害時に備え、発電機、汚水ポンプなどの備品を備えるものとします。

②収支計画のうち財源についての説明

(財源の目標に関する事項)

下水道事業の原価を、全て使用者の負担で回収することは投資額から見て困難なので、建設時の借入金の元利償還金は町一般会計で負担します。

そのほか、維持管理費と下水道事業の実体資本を維持するための資金を留保して、今後の更新事業に備えることを目標とします。

表 6 損益勘定留保資金の経過と見通し

単位：千円

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
損益勘定留保資金	276,232	326,893	364,615	402,337	440,059	477,781	515,503	553,225	590,947	628,669

(使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項)

当町の現在の使用料水準は、全国的に見ても高額な使用料設定となっていますが、全国的な傾向では値上げする方向で動いているといえます。

しかしながら維持管理費の全てを賄うことができますが、減価償却費については一部しか充当できていない水準です。（利子等の資本費は一般会計繰り入れを原則としている。）

また、新規下水道接続者の低迷と人口の減少の影響から、飛躍的な増量は見込めず、ほぼ微量増と見込まれます。

使用料の見直しについては、計画期間において、収支均衡にするためには収入不足ですが、資金不足に成ることはないこと（キャッシュベースではマイナスにならない）、流動資産比率に置いても年間を通しプラス数値で推移すること、また近隣市町村の動向や社会情勢を考慮すると、当計画期間中は行わないこととし、供用開始区域内の接続率の向上に努め、使用料収入の増加を目指します。

(企業債に関する事項)

当計画期間での大規模な建設改良工事は予定していませんので、建設改良の起債は行わない計画ですが、機械設備などの突発的な不具合により、機械設備の更新などが必要となった場合は、必要に応じて起債を行います。

また、公債費負担の平準化を行うために、平成 16 年度から資本費平準化債、平成 19 年度から下水道事業債特別措置分の起債を行ってきましたが、平成 22 年度からは、起債残高を減少させるために、資本費平準化債、下水道事業債特別措置分の起債を行わないこととしているため、当計画期間中においても起債は行わないこととします。

(繰入金に関する事項)

繰入金について、当町での下水道事業供用開始の前に、「公共下水道事業の使用料及び受益者負担金並びに水洗化の普及促進方策」について、「三春町下水道事業運営審議会」へ諮問し、計 6 回の審議会を開催しましたが、平成 11 年 2 月 24 日付けの答申の中に繰入金について次のように記されています。

「下水道事業の原価を、全て使用者の負担で回収することは投資額から見て困難なので、建設時の借入金の元利償還金は町一般会計で負担し、維持管理費は料金で回収することを基本として運営する」

これを受け元利償還金については一般会計から繰り入れを行っていましたが、ここ数年は一般会計の財政難から減額して繰り入れる状況でした。

しかしながら、下水道等会計の留保資金（流動資産 現金）を取り崩しながら下水道事業を運営してきたところですが限界を迎えるため、今後は当初計画のとおり元利償還については一般会計から繰り入れることとします。

具体的には、償還利子分についての繰り入れは収益的収入で会計処理をし、償還元金についての繰り入れは資本的収入で会計処理をします。

企業会計の趣旨に沿って、収支均衡を図るための繰入(基準外繰入) は行わないこととします。

表7 一般会計繰入金の推移

単位：千円

区分		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
繰 入 額	収益的収入	18,753	68,532	68,404	12,048	11,612
	他会計補助金					
	資本的収入	99,792	95,788	123,882	118,840	113,391
	出資金					
	合計	118,545	164,320	192,286	130,888	125,003

(その他)

使用料収入の増加の為、水洗化率の向上に努めます。具体的には排水設備建設費利子補給制度を町広報誌やホームページなどで広報します。

そのほか、使用料未納者については、定期的に個別訪問を行い収納率の向上に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費について説明

(民間活力の活用に関する事項)

当町での民間の活力の活用については、事業の現況の頁にて記載し、実施しているところですが、当計画期間内に委託契約更新があることから、引き続き施設の運転・維持管理と下水道事業等会計業務はアウトソーシングを予定し、経費節減を行います。

経費節減試算例

○下水道処理場運転業務

民間活力活用 : 委託費 7,200 千円/年
 直営 : 人件費 6,000 千円×1人=6,000 千円 その他経費 1,800 千円
計 7,800 千円/年

○下水道事業等会計業務

民間活力活用 : 委託費 3,012 千円/年
 直営 : 人件費 6,000 千円×2人=12,000 千円 システム使用料他 2,100 千円
 計 14,100 千円 ÷3 事業 = 4,700 千円/年

(職員給与費に関する事項)

下水道事業等会計にて支払われる職員(三春町公営企業職員)の給与については、三春町一般会計部局の制度と同一の規定により適正に支払われます。

また、退職金の取り扱いについて、市町村職員の退職手当に関する条例(昭和35年福島県市町村総合事務組合条例第1号)第21条の普通負担金以外についての退職手当に係る追加的な費用は、全て一般会計が負担する覚書を締結しているため、計画期間での退職手当引当金は計上しません。

(動力費に関する事項)

動力費のうち大半は電力使用ですが、主要機器の電力使用量は、下水道処理場運転管理の受託業者にて定期的に確認するとともに、月一回の受託業者との会議により状況を把握し、可能な限りの節電に努めます。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

(広域化・共同化・最適化に関する事項)

既に公共下水道のダウンサイズ化、集合処理施設と個別処理施設の融合による汚水処理施設整備を確立していますが、常に事務事業を見直し、今後の動向を見極めながら、時代の変化に見合った投資について検討して参ります。

(投資の平準化に関する事項)

三春町下水道ストックマネジメント計画（令和4年2月25日提出）を必要に応じて変更計画を行い、計画に基づく改築等を行うことで事業費の平準化・削減などを図ります。

(民間活力の活用に関する事項)

現在行っている民間活力の活用を随時見直し、常に新技術の導入、事業の効率化、経費削減を図ります。

②今後の財源についての考え方・検討状況

(使用料の見直しに関する事項)

計画期間中は使用料の改定予定はありませんが、資本費を除く維持管理について賄えるよう、必要に応じて見直しを検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

(民間活力の活用に関する事項)

現在行っている民間活力の活用を随時見直し、常に新技術の導入、事業の効率化、経費削減を図ります。

(職員給与に関する事項)

企業職員の給与の適正化については、一般会計部局の制度に準じます。

(動力費、薬品費、修繕に関する事項)

動力費、光熱水費、薬品費などの維持管理経費については、汚水処理工程の効率化や不明水対策なども積極的に行い経費削減に努めます。

修繕費についても、日頃のメンテナンスを確実に行うことで、機械設備の適正運転を行い、経費の抑制に努めます。

(委託費に関する事項)

投資以外の下水道事業経費の大半を占める委託費については、費用対効果を考慮し、委託内容の精査、適正な業者の選定などを行い、経済的且つ効率的に実施するよう努めます。

6 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

当該計画内容について、毎年度の決算に合わせ事後検証し、進捗管理を行います。計画内容と各年度の実績を比較検討し、必要であれば当該計画を見直し、更新します。